



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 4 飼養衛生管理基準の遵守徹底について
- 5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認について
- 6 家さん飼養者における飼養衛生管理の自己点検結果
- 7 食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について
- 8 ハエの防除対策は早めに行いましょう

◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜うとともに、豚熱発生の防疫措置の協力について関係者の皆様には厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者1名、転入者4名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしく願いいたします。

令和3年度船出となる4月1日に前橋市内の養豚場から異常豚の通報があり、2日に豚熱（CSF）発生が確認され、10,207頭の豚を殺処分し4月16日に防疫措置完了となりました。5月7日には発生農場4回の消毒が終了し、これからは疫学調査チームの指摘事項を受け再発防止に向け農場マニュアルを策定する予定です。一日も早い経営再建向け支援していきたいと考えています。豚熱の発生は、これまで68事例109農場4 と畜場で240,330頭殺処分（と殺）されました。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守であり、特にウイルス侵入にかかわる項目を重点的に確認させていただきたいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生し、5月5日韓国では江原道寧越郡の養豚場で17例目となる発生が確認されている状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認され、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザは令和2年度では18県52事例の大発生となり、今期も大発生する可能性もあり油断できない状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢（BVD）が複数頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくをお願いします。

●令和3年度の職員一覧

🌸 転入者（旧所属）

所長	板垣 光明
次長	坂庭 あづさ
環境衛生係 （環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等）	係長 🌸 坂西 啓悟（畜産試験場）
	永井 朋子
	中澤 咲紀
	🌸 木暮 幸博（西部家畜保健衛生所）
	🌸 高橋 泰幸（家畜衛生研究所）
防疫第一係 （牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊）	係長
	佐藤 美行
	平林 晴飛
	湯野川 景人
防疫第二係 （豚、鶏）	若山 映令彩
	係長
	森 あゆみ
	横澤 奈央子
	中島 翔一
🌸 蜂谷 信昭（渋川保健福祉事務所）	
渡辺 知宣	

●転出者（新所属または退職）

環境衛生係		櫻井 敏幸（畜産課）
		吉田 真二（退職）
防疫第一係		佐藤 洋子（西部家畜保健衛生所）
防疫第二係	係長	小屋 正博（吾妻家畜保健衛生所）

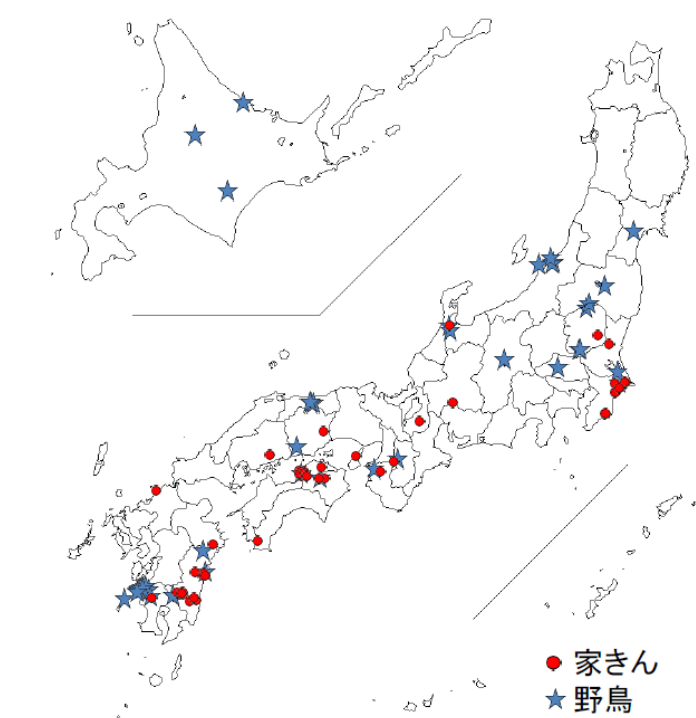
◆◆国内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況◆◆

令和2年度は、家きん及び野鳥で高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）がこれまでにないほど多発した年となりました。家きんでは11月の香川県での初発を含め、18県52事例の発生があり、合計約987万羽が殺処分されました。また、野鳥では18道県58事例の発生がありました。家きんでは3月の栃木県での発生を最後に新たな発生はありませんが、海外での発生は継続しておりまだまだ油断はできません。年間を通した飼養管理の徹底を実施して下さい。

令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況（令和3年3月29日時点）

家きん18県52事例（H5N8）（月/日）は疑似患畜決定日、羽数の単位は万羽

1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約5.7
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約1.7
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用鶏約9.2
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用鶏約4
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用鶏約3
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9
15	宮崎県都城(12/3)	肉用鶏約3.6
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約38.5
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約35.2
18	宮崎県都城(12/7)	肉用鶏約35.9
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用鶏約4.3
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.4
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約2.4
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.8
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約52.7
22関連	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	育雛約1.1
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約2.8
26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約3.3
26関連	宮崎県川南町(12/14)	肉用鶏約1.3 (食鳥処理場)
27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7
28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4
28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.5
29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8
30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.3



野鳥 18道県58事例(H5N8)（月/日）は回収日(重複は別事例) 詳細は環境省https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
 北海道糞便(10/24)・ハヤブサ(1/18)・オジロワシ(1/27)・宮城県オオハクチョウ(2/5)・福島県オオハクチョウ(1/29)・茨城県コハクチョウ(2/1)・栃木県ハヤブサ(2/15)・フクロウ(2/16)・オオハクチョウ(2/14)・ノスリ(3/3)・埼玉県フクロウ(12/23)・千葉県糞便(2/4)・新潟県環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16)・マガモ(2/6)・オオハクチョウ(2/13)・富山県ノスリ(2/17)・24)・長野県環境試料(2/14)・奈良県オオタカ(12/20)・和歌山県オンドリ(12/3)・鳥取県糞便(12/7)・環境試料(水)(12/9)・岡山県ハヤブサ(12/4)・徳島県マガモ(1/29)・香川県ノスリ(12/8)・宮崎県糞便(11/30)・オナガモ(1/6)・マガモ(1/24)・鹿児島県糞便(11/5)・環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,7,14,14,21,21,1/8,11,11,22,25,2/1)・ナベヅル(12/18,1/19,2/3,5,5)・オシドリ(12/22)・マガモ(1/16)・ノスリ(2/1)・マナヅル(2/5)【除中121】

◆◆飼養衛生管理基準の遵守徹底について◆◆



令和2年10月1日に、鶏その他家きんにおける飼養衛生管理基準が改正され、家きん飼養者の皆様にはその遵守により発生予防に万全を期して頂いているところです。今後施行予定の以下の項目については、その期日までに遵守出来るよう、早めのご準備をお願いします。

また、群馬県では毎月第1水曜日に飼養者自ら飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し、消毒を実施する日として推奨しています。毎月の点検を習慣化し、安心安全な畜産物の生産に努めて頂きますようお願いします。

【施行日：令和3年10月1日】
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

○家きん舎に加え、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への野鳥等の侵入防止措置として、防鳥ネット（網目の大きさは2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る）等の設置及び定期的な破損箇所の修繕すること。

【施行日：令和4年2月1日】

飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

○次に掲げる事項を規定するマニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させ作成すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

○従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。

○家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

◆◆飼養衛生管理基準の遵守状況の確認について◆◆

家畜保健衛生所では毎年、家畜伝染病予防法第51条第1項に基づき、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、同法第12条第5項の規定に基づき、指導及び助言を実施しています。これまで100羽以上の飼養者を中心に確認させて頂きましたが、令和2年度の鳥インフルエンザの発生状況を鑑み、今年度は100羽以下の飼養者も含め順次確認させて頂く予定です。飼養者の皆様は日程調整等へのご協力をよろしくお願い致します。

◆◆家きん飼養者における飼養衛生管理の自己点検結果◆◆

令和2年12月以降、家きん飼養者の皆様には飼養衛生管理基準のうち、「衛生管理への病原体の侵入防止」及び「衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止」に関する数項目について自己点検を実施して頂きました。本県の100羽以上の飼養者ではほぼ100%遵守できていると回答頂いておりますが、100羽未満では遵守できていない飼養者も散見される結果となりました。家きん飼養者の皆様には今一度、自己点検をして頂き、全ての項目で遵守できるよう取り組んで頂きますようお願い致します。

結果の詳細については、以下のURLよりご参照下さい。

（農林水産省ホームページ 家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果より）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r2_hpai_kokunai.html



◆◆ 食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について ◆◆

鶏卵の不需要期である夏場や年明けに採卵鶏の更新を行う農場が多く見られることに加え近年では飼養形態の大規模化に伴い、食鳥処理場への出荷羽数の増加が見込まれています。

このため、食鳥処理場への出荷が過度に集中した場合、輸送時の過密化、処理場での保管時間の延長などが発生し、生鶏の死亡率の増加、処理後の食鳥としての品質の低下が懸念されています。

今後の対応として、食鳥処理場との間で中期的な出荷計画を立て、これに基づき出荷を行い、高品質な食鳥を安定的に供給できるようにご留意ください。



◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖くなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環境対策

- 水分と幼虫の食べ物、ふん便がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。
- 乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

(幼虫)

- 幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

(成虫)

- 発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性はありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用してください。



家畜保健衛生所は **365日 24時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。